

＜建築確認申請手続きにおけるセルフチェックシートの活用方法について＞

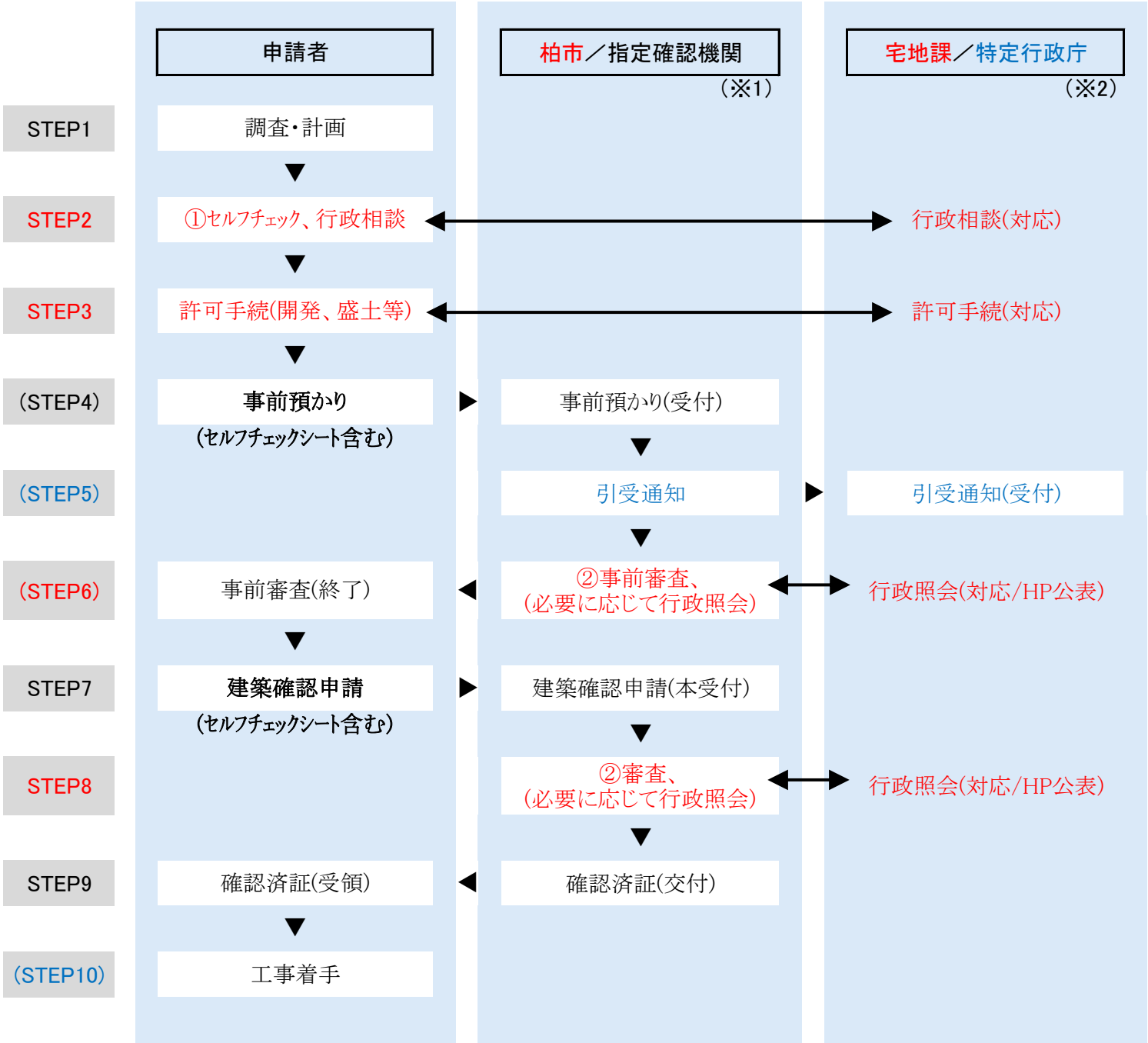
●セルフチェックシートの位置付け

建築確認申請先	セルフチェックシートの位置付け
柏市(建築指導課)	盛土規制法の規定に適合していることの確認に係る書類
指定確認検査機関	盛土規制法の規定に適合していることの確認に係る書類（任意）

●セルフチェックシートの活用方法

- ① 土地の開発や宅地造成等を行う事業者自らが盛土規制法に基づく許可の可否をチェックする。
- ② 確認申請(事前預かり・本申請)で、盛土規制法への適合性を確認するための資料として使用する。

●建築確認申請手続きフロー



※1:「柏市」に対して建築確認を申請する場合は、(STEP4,5,6)を除く
※2:「宅地課」:都市計画法又は盛土規制法に基づく許可等の事務を行う行政庁【STEP2,3,6,8】
「特定行政庁」:建築基準法に基づく建築確認等の事務を行う行政庁【STEP5】